岩国地域における公共施設アクションプログラム

柱島エリア

令和６年３月

１.目的

岩国市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）では、各公共施設の現状と課題を整理するとともに、施設の「安全性」、「必要性」、「有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検・評価した結果に基づいて、今後の方向性を示しています。

この方向性等に基づき、施設の適正配置を進めていきますが、その過程では、地域との協議が必要なことや、施設や機能の再編によっては、地域内の他の公共施設も一体的に見直すことが望ましい場合も生じてきます。また、方向性等は示しているものの、実際の着手の場面では、全ての施設を一斉に対応することは財政的にも人的にも困難であることから、優先順位を設定した上で、重点的に取り組んでいく必要があります。

このため、本アクションプログラムでは、重点的かつ効率的に公共施設の再編・再配置を進めるため、各地域における公共施設の諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市と地域等の関係者が協議して取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域等の関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

２.岩国地域柱島エリアの概況

⑴ 人口等 （令和５年 12 月現在）

エリア	自治会数	世帯数	エリア人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口
柱島	3	108	136人	0人	27人	109人
				(0.0%)	(19.9%)	(80.1%)

⑵ 施設の設置状況

岩国地域柱島エリアの公共施設は、31 施設です。それぞれの施設の現状と課題については、個別施設計画にて整理しています。

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(㎡)	耐震性	災害区域			
1	市民文化系施設	学習等供用会館	柱島	柱島供用会館	―	RC	1989	135.00	○	土	継続	維持(長寿)	35
2	学校教育系施設	小学校	黒島	黒島小学校	○	RC	1981	412.80	×	土・高	転用,検討	検討	163
3	学校教育系施設	小学校	端島	端島小学校	○	RC	1981	364.71	○	高	転用,検討	検討	163
4	学校教育系施設	小学校	柱島	柱島小学校	○	RC	1975	1,063.13	×	土	転用,検討	検討	163
5	学校教育系施設	中学校	黒島	黒島中学校	○	RC	1981	138.00	×	土・高	転用,検討	検討	176
6	学校教育系施設	中学校	端島	端島中学校	○	RC	1981	134.00	○	高	転用,検討	検討	176
7	学校教育系施設	中学校	柱島	柱島中学校	○	RC	1975	603.46	×	土	転用,検討	検討	176
8	医療施設	診療所	柱島	柱島診療所	○	RC	1989	133.50	○	土・高	継続	検討	235
9	行政系施設	出張所等	柱島	柱島出張所	○	RC	1989	58.50	○	土	継続	維持(長寿)	249
10	行政系施設	水防倉庫	黒島	黒島水防倉庫	―	W	1985	66.25	○	土	継続	維持(修繕)	258
11	行政系施設	消防団車庫等	柱島	柱島分団第1部消防車庫	―	CB	1978	59.40	旧	土・高	継続	維持(修繕),検討	259
12	行政系施設	消防団車庫等	柱島	柱島分団第2部消防器具庫	―	CB	1983	10.80	○	土・高	継続	維持(修繕),検討	259
13	行政系施設	消防団車庫等	柱島	柱島分団第2部消防車庫	―	CB	1974	9.72	旧	土	継続	維持(修繕),検討	259
14	行政系施設	消防団車庫等	端島	柱島分団第3部消防器具庫	―	CB	1976	18.73	旧	土・高	継続	維持(修繕),検討	259
15	行政系施設	消防団車庫等	黒島	柱島分団第4部消防器具庫	―	CB	1977	18.73	旧	土	継続	維持(修繕),検討	259
16	行政系施設	その他行政系施設	黒島	黒島し尿収集車車庫	―	CB	1999	16.48	○	土・高	継続	維持(修繕)	271
17	行政系施設	その他行政系施設	端島	端島し尿収集車車庫	―	LGS	1990	16.74	○	土	継続	維持(修繕)	272

番号	施設類型	分類	小学校区	施設名	基本情報(R3.4.1時点)						機能方向性	建物方向性	個別計画掲載ページ
					複合施設	構造	建設年	延床面積(㎡)	耐震性	災害区域			
18	行政系施設	その他行政系施設	柱島	柱島し尿収集車車庫	―	LGS	1989	16.74	○	土・高	継続	維持(修繕)	272
19	行政系施設	その他行政系施設	柱島	柱島地区配食センター	―	W	1996	34.78	○	洪・高	継続	維持(改修)	272
20	行政系施設	その他行政系施設	柱島	柱島港待合所	―	RC	1992	40.37	○	土・高	継続	維持(修繕)	273
21	行政系施設	その他行政系施設	黒島	旧離島航路待合所(黒島)	―	RC	1982	12.24	○	高	廃止	廃止	273
22	行政系施設	その他行政系施設	黒島	黒島離島航路待合所	―	LGS	2015	9.42	○	―	継続	維持(修繕)	273
23	行政系施設	その他行政系施設	端島	離島航路待合所(端島)	―	RC	1983	12.24	○	土・洪	継続	維持(修繕)	273
24	公営住宅	教職員住宅	黒島	黒島小中学校教員住宅	―	W	1974	183.03	旧	土・高	除却予定	除却予定	315
25	公営住宅	教職員住宅	端島	端島小学校教員住宅	―	W	1954	131.71	旧	土・高	除却予定	除却予定	315
26	公営住宅	教職員住宅	柱島	柱島小学校教員住宅	―	W	1970	86.37	旧	土・高	廃止	廃止,協議	316
27	公営住宅	教職員住宅	柱島	柱島中学校教員住宅	―	W	1969	173.59	旧	土・高	廃止	廃止	316
28	公営住宅	教職員住宅	端島	端島中学校教員住宅	―	W	1967	82.04	旧	土	廃止	廃止	316
29	その他	普通財産集会所	黒島	黒島ふれあいの家	―	W	1993	79.49	○	土	継続	譲渡,協議	327
30	その他	普通財産集会所	端島	端島地区集会所	―	W	1980	112.61	旧	土	移転	廃止,協議	328
31	その他	その他の施設	柱島	旧柱島小学校教員住宅	―	W	1981	46.37	旧	土・高	-	廃止	388

⑶　地域づくりエリアの設定と地域づくり拠点施設の設置

地域を構成する市民・自治会などコミュニティ組織、ＮＰＯ法人、その他の民間団体や企業など様々な主体と市が地域の抱える様々な課題や将来像などを共有し、それぞれの得意分野をいかして役割分担しながら、地域のまちづくりを地域みんなで話し合う合意形成の場として、当地域内に、以下のように地域づくりエリアと「地域づくり拠点施設」を設定します。

「地域づくり拠点施設」は、総合支所・支所・出張所と連携しながら、地域課題の発見・整理を行うとともに、課題解決のための学習や実践活動を展開する場として設置し、地域力をいかした管理運営手法を令和７年度までに検討します。

地域づくりエリア	地域づくり拠点施設	自治会数	世帯数・人口	
柱島エリア	柱島供用会館	3	108世帯	136人
＊地域づくり拠点施設については、現時点での設定であり、今後、地域との協議により変更する場合もあります。				

３．施設別の基本方針と各施設の方向性

⑴　集会系施設（普通財産集会所を含む。）

集会系施設として、供用会館が１.柱島供用会館の１施設、普通財産集会所が 29.黒島ふれあいの家、30.端島地区集会所の２施設、合わせて３施設を設置しています。

ア　基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 39・40 ページと 336・337 ページを参照）

○　地域の交流館、集会施設、住民ホール、学習等供用会館等の集会系施設のうち、地域課題の解決に協働で取り組むための拠点を「地域づくり拠点施設」、それ以外の施設を、地域住民が自主的な活動を行う「地域コミュニティ活動の場」に分類します。

○　「地域づくり拠点施設」は、小学校区の範囲を基本に、面積や人口集積の状況などを考慮して設定するものとし、施設については、必要な改修を計画的に行うとともに、管理運営については、地域力・民間活力を活用して指定管理者制度による運営を基本とします。

○　「地域コミュニティ活動の場」とする施設については、原則、耐震基準を満たしている施設を対

象に地域へ譲渡することとし、譲渡に当たっての条件や施設の改修等に関する支援の仕組みを定めます。

地域に譲受けの意向がない施設については、当面継続使用することとし、改修しないと使用が困難な状況に至った段階で廃止します。

なお、耐震基準を満たしていない施設であっても、施設の状況を十分説明して理解を得た上で、地域が希望する場合には、譲渡できるものとします。地域に譲受けの意向がない施設については、修繕が必要になった段階で廃止します。

イ　個別施設計画での方向性

1.柱島供用会館

耐震基準を満たしており、出張所等を併設し、地域づくり拠点施設として位置づけることから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。管理運営について、地域の様々な主体を活用した手法を検討する。

29.黒島ふれあいの家

耐震基準を満たしており、地域に無償で貸付け、管理運営費を含めて地域が管理運営していることから、譲渡について、施設の改修の在り方を含めて地域自治会と協議する。

地域に譲受けの意向が無い場合は、改修が必要となった段階で廃止する。

30.端島地区集会所

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、地域自治会等と廃止について協議する。

なお、施設の状況を十分説明したうえで、地域自治会等が施設の譲渡を希望する場合は、譲渡する。

ウ　アクションプログラム

1.柱島供用会館

柱島エリアの地域づくり拠点施設とします。柱島出張所と隣接しており、1989 年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年経過しています。ヘルパー会議や自治会会議などに使用され、諸室の稼働率は 0.2%～4.2%で、年間約 1,500 人が使用しています。地域づくり拠点施設に位置づけることから、保全計画（令和７年度に策定予定。以下同じ。）に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

管理運営は市が直営で行っていますが、地域づくり拠点施設にふさわしい、地域力をいかした活動や管理運営手法を令和７年度までに検討します。

29.黒島ふれあいの家

1993 年に新耐震基準で建設し、建築から 30 年経過しています。地域に無償で貸し付け、管理運営費を含め地元が管理運営しています。

地域住民の自主的な活動の場として使用されていますが、立地状況を勘案し、令和７年度までに地元自治会と今後の施設の在り方について検討・協議します。

30.端島地区集会所

1980 年に旧耐震基準で建設され、建築から 43 年経過しています。耐震診断は未実施で、老朽化が進んでおり、地域に無償で貸し付け、費用負担を含め地元が管理運営していますが、立地状況を勘案し、令和７年度までに地元自治会と今後の施設の在り方について検討・協議します。

(2)　小学校　(3)　中学校

小学校として、２.黒島小学校、３.端島小学校、４.柱島小学校の３施設を、中学校として、５.黒島中学校、６.端島中学校、７.柱島中学校の３施設を設置しています。

ア　基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 164・165・177 ページを参照）

【機能】

義務教育である小中学校として基本的に継続するものの、教育環境の向上及び児童・生徒の社会性の確保の観点から、児童数・生徒数及び学級数の推移を見ながら、「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年２月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和２年３月）を踏まえ、保護者や地域の方々など広く意見を聴きながら今後の方向性を検討します。

また、学校施設が地域のコミュニティの核としての性格を有することから、セキュリティや学校経営に支障がないことを前提に、地域利用施設との複合化を進めるとともに、既に休校となっている学校施設や統廃合後の空き施設については、地域の意見を聴きながら民間活力の活用も含め、有効活用について検討を進めます。

【建物】

「岩国市立学校適正規模適正配置に関する基本方針」（平成 31 年２月）や「岩国市学校施設長寿命化計画」（令和２年３月）を踏まえ、施設の老朽化の状況や今後の児童数・生徒数の推移を精査し、計画的な改修を行い、長寿命化を図るか、一定の範囲内に立地する施設との複合化を図りながら施設の在り方を検討することとし、その間は必要な修繕を行い継続使用します。

休校中の学校施設については、一定の時期を捉えて廃校の手続を行い、普通財産に転用した上で、サウンディング型市場調査の手法等も取り入れて民間活力を活用した利活用や売却について検討します。

イ　個別施設計画での方向性

２.黒島小学校、３.端島小学校、４.柱島小学校

５.黒島中学校、６.端島中学校、７.柱島中学校

休校後、一定の期間を経過した学校施設については用途変更を行い、普通財産に転用し、民間活力を活用したサウンディング型市場調査の手法等も取り入れて利活用や売却について検討する。

ウ　アクションプログラム

２.黒島小学校、３.端島小学校、４.柱島小学校

５.黒島中学校、６.端島中学校、７.柱島中学校

黒島小学校と黒島中学校は共用施設で、校舎は 1981 年に旧耐震基準で建設し、建築から 42 年経過しています。小学校は平成６年に、中学校は平成５年に休校し、校舎は８室ですが使用されていません。

端島小学校と端島中学校は共用施設で、校舎は 1981 年に旧耐震基準で建設し、建築から 42 年が経過しています。小学校は平成 22 年に、中学校は平成３年に休校し、校舎は６室ですが使用されていません。

柱島小学校と柱島中学校は共用施設で、校舎・給食室は 1975 年に旧耐震基準で建設し、建築から 48 年経過しています。小学校は平成 20 年に、中学校は平成 23 年に休校し、校舎は 12 室で、校舎・給食室ともに使用されていませんが、夏季等に市内の小学校、ボーイスカウト団体等が利用することがあります。

いずれの施設も地元自治会に管理を委託していますが、耐震診断の結果、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進み、又は顕著となっていることから、立地状況を踏まえ、令和７年度までに、施設の在り方について検討します。

(4)　診療所

診療所として、８.柱島診療所を設置しています。

ア　基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 237 ページを参照）

【機能】【建物】

地域住民の健康保持に必要な医療体制を堅持するため、今後も継続するものの、利用実態を精査し、利用者がほとんど見込まれない診療所については、代替機能の確保を含め今後の在り方を検討します。

イ　個別施設計画での方向性

８.柱島診療所

柱島出張所との複合施設で、耐震基準を満たしている。隣接している柱島供用会館との複合化について検討する。

ウ　アクションプログラム

８.柱島診療所

柱島出張所との複合施設で、1989 年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年経過しています。地域医療を確保するため、保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続使用します。

(5)　出張所

出張所等として、９.柱島出張所を設置しています。

ア　基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 251 ページを参照）

【機能】【建物】

マイナンバー制度や窓口サービスの利用状況等を踏まえ、出張所の機能や人員体制の見直しを行うことで、市民の利便性を維持しながら、効果的・効率的な行政運営を図ります。

そのうえで、「本庁の出先機関」としての「出張所」から、「地域づくり支援の機関」となるよう、併設する公民館の機能も含めて、施設全体の機能の見直しを図ります。

施設については、併設する供用会館や公民館の方針に基づき対応します。

【管理運営】

出張所における行政事務の執行態勢については、市全体の窓口業務への民間活力の活用に合わせて検討するとともに、新たな地域経営の仕組みづくりを進めるなかで、併設する公民館等と一体となった管理運営手法について検討します。

イ　個別施設計画での方向性

９.柱島出張所

学習等供用会館等と隣接し、耐震基準を満たしている。

地域づくり拠点施設として重要な役割を担い継続することから、計画的な改修を行い長寿命化を図る。

ウ　アクションプログラム

９.柱島出張所

柱島診療所との複合施設で、1989 年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年経過しています。施設は、併設している柱島診療所に合わせ、対応します。

また、地域経営の仕組みづくりを検討する中で、総合支所・支所・出張所の役割について明確化を図るとともに、市全体の窓口業務への民間活力の活用の検討に合わせ、出張所の業務内容及び管理運営体制について令和７年度までに検討します。

(6)　水防倉庫

水防倉庫として、10.黒島水防倉庫を設置しています。

ア　基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263 ページを参照）

【機能】【建物】

水防倉庫については、水害による被害を防ぐための水防資器材を保管する場所として今後も必要なことから、施設の老朽化の状況を精査し、必要な修繕等を行い継続利用します。

イ　個別施設計画での方向性

10.黒島水防倉庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ　アクションプログラム

10.黒島水防倉庫

1985 年に新耐震基準で建設し、建築から 38 年経過しています。水害による被害を防ぐための水防資器材を保管することから、必要な修繕等を行い継続使用します。

(7)　消防団車庫等

消防団車庫等として、11.柱島分団第１部消防車庫、12.柱島分団第２部消防器具庫、13.柱島分団第２部消防車庫、14.柱島分団第３部消防器具庫、15.柱島分団第４部消防器具庫の５施設を設置しています。

ア　基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 263・264 ページを参照）

【機能】【建物】

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図ります。

一方、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を伺いながら、消防団組織の在り方と適正配置(人員・規模・場所含む)の検討を行い、この検討結果に基づき、消防団施設の配置の在り方・機能の在り方・老朽化した施設の改築等について、他公共施設との複合化を含め取組を進めます。

継続する施設については、必要に応じて修繕等を行います。

イ　個別施設計画での方向性

11.柱島分団第１部消防車庫、12.柱島分団第２部消防器具庫、13.柱島分団第２部消防車庫、14.柱島分団第３部消防器具庫、15.柱島分団第４部消防器具庫

基本方針に基づき、対応する。

ウ　アクションプログラム

11.柱島分団第１部消防車庫、12.柱島分団第２部消防器具庫、13.柱島分団第２部消防車庫、14.柱島分団第３部消防器具庫、15.柱島分団第４部消防器具庫

柱島分団第２部消防器具庫は、新耐震基準で建設し、他の施設はいずれも旧耐震基準で建設し、建築から 40 年～49 年が経過しています。当面、必要な修繕等を行い継続使用しますが、令和７年度までに消防団の体制及び組織の在り方について検討し、その結果に基づき、令和８年度には消防団施設の再配置計画を策定し、施設の統合・改修・建て替えなどを進めます。

(8)　その他行政系施設

その他行政系施設として、16.黒島し尿収集車車庫、17.端島し尿収集車車庫、18.柱島し尿収集車車庫、19.柱島地区配食センター、20.柱島港待合所、21.旧離島航路待合所（黒島）、22.黒島離島航路待合所、23.離島航路待合所（端島）の８施設を設置しています。

ア　基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 276・277 ページを参照）

【機能】【建物】

① 書庫として使用している施設の全体像を示し、市の公文書保有量を把握するとともに、文書管理の集約化と管理方法の一元化を図り、施設の在り方について廃止を含め検討します。

② 備品等の倉庫として使用している施設の全体像を示し、備品等の整理を行い、施設の在り方について廃止を含めて検討します。

③ 公用車の車庫として使用している施設の全体像を示し、公用車の必要性を含めて、施設の在り方を検討します。

イ　個別施設計画での方向性

16.黒島し尿収集車車庫、17.端島し尿収集車車庫、18.柱島し尿収集車車庫

離島のし尿処理に必要な機能及び施設であることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

19.柱島地区配食センター

耐震基準を満たしており、介護予防や健康体操などの事業で使用していることから、必要な改修等を行い継続利用する。

20.柱島港待合所、22.黒島離島航路待合所、23.離島航路待合所（端島）

耐震基準を満たしており、離島航路の利用者の利便性を確保するために欠かせない施設であることから、必要な修繕等を行い継続利用する。

21.旧離島航路待合所（黒島）

耐震基準を満たしているものの老朽化が進んでいる。待合所を他の場所に移転したことから廃止する。

ウ　アクションプログラム

16.黒島し尿収集車車庫、17.端島し尿収集車車庫、18.柱島し尿収集車車庫

黒島し尿収集車車庫は、1999 年に新耐震基準で建設し、建築から 24 年経過しています。

端島し尿収集車車庫は、1990 年に新耐震基準で建設し、建築から 33 年経過しています。

柱島し尿収集車車庫は、1989 年に新耐震基準で建設し、建築から 34 年経過しています。

いずれも離島におけるし尿収集車両の車庫として使用することから、必要な修繕等を行い継続使用します。

19.柱島地区配食センター

1996 年に新耐震基準で建設し、建築から 27 年経過しています。介護予防や健康体操、いきがいづくり活動に使用されていることから、必要な修繕等を行い継続使用します。

20.柱島港待合所、22.黒島離島航路待合所、23.離島航路待合所（端島）

柱島港待合所は、1992 年に新耐震基準で建設し、建築から 31 年経過しています。

黒島離島航路待合所は、2015 年に新耐震基準で建設し、建築から８年経過しています。

離島航路待合所（端島）は、1983 年に新耐震基準で建設し、建築から 40 年経過しています。

いずれも岩国～柱島航路待合所として使用され、施設の管理は市が行い、運営は、船舶運航事業者に委託して実施しています。利用者の利便性を確保するため、必要な修繕等を行い継続使用します。

21.旧離島航路待合所（黒島）

1982 年に新耐震基準で建設し、建築から 41 年経過しています。新たに待合所を建設し、現在は機能を停止していることから、令和６年度までに廃止について協議します。

(9) 教職員住宅

教職員住宅として、24.黒島小中学校教員住宅、25.端島小学校教員住宅、26.柱島小学校教員住宅、27.柱島中学校教員住宅、28.端島中学校教員住宅の５施設を設置しています。

ア 基本方針（個別施設計画から抜粋。詳細は 317 ページを参照）

【機能】【建物】

離島や中山間地域を抱える本市の特性から、市立小中学校に勤務する教職員とその家族に住居を提供する機能は今後も必要なものの、道路・交通事情の改善、民間賃貸住宅の整備水準の向上などから教職員住宅に対するニーズが減少し、入居していない施設もあることや市内に民間の賃貸住宅の空き家が多数あることから、耐震基準を満たしておらず、老朽化が進んで使用が困難な施設については、現在の入居者に配慮した上で廃止します。

なお、今後、新たに教職員住宅が必要となった場合の対策について、民間ストックの活用を含め別途検討します。

【管理運営】

建設年次の新しい施設で小規模な修繕によって使用可能な住宅については、子育て世代向けの住宅や定住対策向けの住宅などの使用を検討するほか、民間への売却を含め、活用について検討します。

イ 個別施設計画での方向性

24.黒島小中学校教員住宅、25.端島小学校教員住宅、27.柱島中学校教員住宅、28.端島中学校教員住宅

旧耐震基準で建設し、老朽化が顕著になっており、安全性が危惧される。

学校が休校のため教員の利用はなく、教員住宅としての機能は廃止する。建物についても廃止（除却）する。学校が再開となった場合への対応については、学校施設の在り方を含め検討する。

26.柱島小学校教員住宅

旧耐震基準で建設し、老朽化が顕著で安全性が危惧される。

学校が休校のため教員の利用はなく、一部の住宅を民間企業に貸し出している実態から、教員住宅としての機能は廃止する。

現在、民間に貸付している建物については譲渡を含め、今後の対応について協議する。利用のない建物については廃止（除却）する。

なお、学校が再開となった場合への対応については、学校施設の在り方を含め検討する。

ウ アクションプログラム

24.黒島小中学校教員住宅、25.端島小学校教員住宅

黒島小中学校教員住宅（２棟８戸）は、1975 年と 1978 年に旧耐震基準で建設し、それぞれ建築から 48 年、45 年経過しています。

端島小学校教員住宅（２棟６戸）は、1954 年と 1976 年に旧耐震基準で建設し、それぞれ建築から 69 年、47 年経過しています。

いずれも耐震診断は未実施で、老朽化が顕著となっており、現在入居者がいないことから、黒島小中学校教員住宅は令和５年度に、端島小学校教員住宅は令和６年度にそれぞれ１棟を解体し、残る棟は、今後、除却時期を調整します。

26.柱島小学校教員住宅、27.柱島中学校教員住宅、28.端島中学校教員住宅

柱島小学校教員住宅（２棟３戸）は 1970 年と 1981 年に、柱島中学校教員住宅（３棟６戸）は 1970 年、1972 年、1977 年に、端島中学校教員住宅（２棟２戸）は 1968 年に、いずれも旧耐震基準で建設し、耐震診断は未実施で、建築から 42 年～55 年経過しています。住宅の一部を民間企業等に貸し出していますが、一部老朽化が顕著となっており、令和７年度までに廃止について協議します。なお、現在の賃借人に譲受けの意向がある場合は、譲渡について協議します。

(10)　その他の施設

その他の施設として、31. 旧柱島小学校教員住宅を設置しています。

ア　基本方針

なし

イ　個別施設計画での方向性

31. 旧柱島小学校教員住宅

柱島小学校が休校中であることから、教員住宅としての機能を廃止する。

旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいることから、現在の入居者が退去した段階で廃止する。

ウ　アクションプログラム

31. 旧柱島小学校教員住宅

1981 年に旧耐震基準で建設し、建築から 42 年経過しています。管理戸数は１棟２戸で、民間企業に宿舎として有償で貸し付けていますが、耐震診断は未実施で、老朽化が進んでいることから、令和７年度までに廃止について協議します。現在の賃借人に譲受けの意向がある場合は、譲渡について協議します。

４．岩国地域柱島エリアにおける今後の取組

(1)　譲渡について協議する施設

該当する施設はありません。

(2)　廃止について協議する施設（７施設）

ア　用途を廃止し、除却時期を調整する施設（２施設）

24. 黒島小中学校教員住宅、25. 端島小学校教員住宅

【対応方針】

現在、施設の利用がない施設については用途を廃止し、令和７年度に策定する「除却計画」の中で、除却時期について調整します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
スケジュール 24. 25	用途廃止手続 除却計画策定の中で時期の調整					除却計画に基づく対応				
担当部署	教育政策課									

イ　施設使用者と廃止に向け協議を行う施設（５施設）

21. 旧離島航路待合所（黒島）、26. 柱島小学校教員住宅、27. 柱島中学校教員住宅、28. 端島中学校教員住宅、31. 旧柱島小学校教員住宅

【対応方針】

利用実態を精査し、施設の廃止について令和７年度までに協議を行います。教員住宅は、現在の賃借人に譲受けの意向がある場合は、譲渡について協議します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
21～31	利用実態の精査 廃止に向けた協議					協議結果に基づく対応				
協議先	21.地元自治会、26～31.賃借人									
担当部署	21.交通政策課、26.27.28.教育政策課、31.施設経営課									

⑶　計画的な改修等を行う施設(11 施設)

ア　計画的に改修を行い長寿命化を図る施設

該当する施設はありません。

イ　計画的に改修を行い継続使用する施設（３施設）

１.柱島供用会館、８.柱島診療所、９.柱島出張所

【対応方針】

令和７年度に策定する保全計画に基づき計画的に改修を行い、継続利用します。

地域づくり拠点施設については、地域力を活用した管理運営手法への移行を令和７年度までに検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
１．８．９ 1	保全計画の策定 管理運営手法の検討					計画・検討結果に基づく対応				
協議先	１.柱島地区自治会連合会									
担当部署	保全計画策定・・・施設経営課 施設維持管理・・・１．９.地域づくり推進課、８.地域医療課									

ウ　必要な修繕等を行い継続使用する施設（８施設）

10.黒島水防倉庫、16.黒島し尿収集車車庫、17.端島し尿収集車車庫、18.柱島し尿収集車車庫、19.柱島地区配食センター、20.柱島港待合所、22.黒島離島航路待合所、23.離島航路待合所（端島）

【対応方針】

今後も必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
10～23	必要な修繕等を行い継続使用									
担当部署	10.危機管理課、16.17.18.環境事業課、19.高齢者支援課、20.22.23.交通政策課									

⑷　今後検討が必要な施設(13 施設)

ア　消防団施設（５施設）

11.柱島分団第１部消防車庫、12.柱島分団第２部消防器具庫、13.柱島分団第２部消防車庫、14.柱島分団第３部消防器具庫、15.柱島分団第４部消防器具庫

【対応方針】

消防団の体制及び組織の在り方について、令和７年度までに関係機関と協議し、その結果を踏まえて消防団施設の再編計画を令和８年度に策定し、以降、計画に基づき再編再配置を進めるとともに、必要な修繕等を行い継続使用します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
11～15	消防団の体制、組織の検討			消防団施設再配置計画策定	計画に基づき、施設の統廃合、更新等を実施 継続使用する施設は、必要な修繕等を実施					
協議先	柱島分団第１部、柱島分団第２部、柱島分団第３部、柱島分団第４部									
担当部署	危機管理課									

イ　今後の在り方検討（８施設）

２.黒島小学校、３.端島小学校、４.柱島小学校、５.黒島中学校、６.端島中学校、７.柱島中学校、29.黒島ふれあいの家、30.端島地区集会所

【対応方針】

老朽化が進んでいることや施設の立地状況等を踏まえ、令和７年度までに、利用実態を精査し、今後の在り方について検討します。

スケジュール	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
２～30	利用実態の精査 今後の在り方を検討					検討結果に基づき対応				
協議先	２.５.29.黒島自治会、３.６.30.端島自治会、４.７.柱島自治会									
担当部署	２.～７.教育政策課、29.30.地域づくり推進課									

５．再編・再配置の検証

柱島診療所・出張所を柱島供用会館に移転・複合化が可能か検証します。

(1)　検証対象施設

柱島診療所・柱島出張所

ア　柱島診療所の利用状況（Ｒ４）

使用している部屋	開院日	利用者数	１回あたりの利用者数	柱島供用会館に機能を移転する場合、供用会館の使用想定の部屋
診療室(24 ㎡)	47 日	172 人	3.7 人	集会室
薬局受付(12 ㎡)		94 人	2.0 人	
待合所(12 ㎡)		172 人	3.7 人	

イ　柱島供用会館の諸室の利用状況と柱島診療所の受入れの可能性

部屋の名称	部屋面積	利用回数・稼働率	診療所・出張所の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
和室	17 ㎡	2 件　0.2%	×	必要面積に満たない。
集会室	63 ㎡	51 件　4.7%	△	開院の際に仕切り等使用スペースの区切りや備品の用意が必要。

ウ　柱島出張所の利用状況（Ｒ４）

内容	面積	年間受付件数	職員体制
会計関係取扱	58.5 ㎡	232 件	正職員2名
その他事務取扱		678 件	

エ　柱島供用会館の諸室の利用状況と柱島出張所の受入れの可能性

部屋の名称	部屋面積	利用回数 ・稼働率	診療所・出張所の機能移転の可能性	
			検証結果	受入れ条件、不可の場合の理由
和室	17 ㎡	2 件　0.2%	×	現在の執務室より面積が狭い。
集会室	63 ㎡	51 件　4.7%	×	集会所機能が失われるため。

⑵　柱島診療所の柱島供用会館・柱島出張所の施設への移転可能性についての検証結果

○柱島診療所又は柱島出張所の機能を、柱島供用会館に移転することが可能か検証します。
　まず、柱島診療所の機能は、診療室、薬局受付及び待合所で合計 48 ㎡を必要とします。
　これに対し、柱島供用会館の集会所が 63 ㎡であることから、広さとしては 48 ㎡を上回ることとなります。
　しかし、診療においては患者のプライバシーに配慮する必要があり、また医療従事者のためのスペースの確保が必要となることから、広さを確保する以外にも、配置の検討や備品の調達等が必要となります。
　柱島出張所は、執務室が 58.5 ㎡であることから、集会室の広さはこれを上回るものの、執務室機能のために集会所機能が失われることから、受入れは困難と考えられます。
　現供用会館も診療所、出張所と同時期に建設されていることから、老朽化も同程度進んでおり、今後の施設の改修（建て替えを含む。）の際には、施設機能の複合化について検討します。

６.公共施設アクションプログラムを推進するための課題の整理

⑴　保全計画等の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした「岩国市公共施設保全計画」を、令和７年度までに策定します。

あわせて、用途廃止し、公共利用・公的利用・地域利用の有無を確認した上で利活用の見込みがなく、耐震基準を満たさないなど安全性に課題のある施設については除却することにしますが、将来において相応の財政負担が伴うことから、優先順位と工程を定める「除却計画」を別途策定します。

⑵　地域経営の仕組みづくりについて

地域課題が複雑・多岐にわたることにより、これまで以上にきめ細やかな取組が求められているため、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を令和６年中に改定する「地域づくり協働推進計画」に基づき取り組みます。

地域経営の推進に当たっては、地域が自主的に課題解決を図る上で必要な学習活動や実践行動を行うため、公民館等の公共施設を「地域の活動拠点」と位置付けた上で、地域力をいかした管理運営手法を検討します。

また、課題解決に取り組むための人材育成、財政的支援、情報提供などの支援を行い、地域が主体的に活動できる環境整備に取り組みます。

一方、市民や地域団体との連携・協働を担う所管部署及び各総合支所等の地域振興担当部署は、地域課題を解決するコーディネーターとしての役割を発揮できる庁内体制の確立を図ります。

７.施設位置図

端島老区集会所
離島航路待合所（端島）
端島小学校
端島中学校
黒島ふれあいの家
離島航路待合所（黒島）
黒島離島航路待合所
黒島小学校
黒島中学校
柱島小学校
柱島中学校
柱島供用会館
柱島地区配食センター
柱島中学校教員住宅
柱島診療所
柱島出張所
柱島港待合所
柱島小学校教員住宅
旧柱島小学校教員住宅